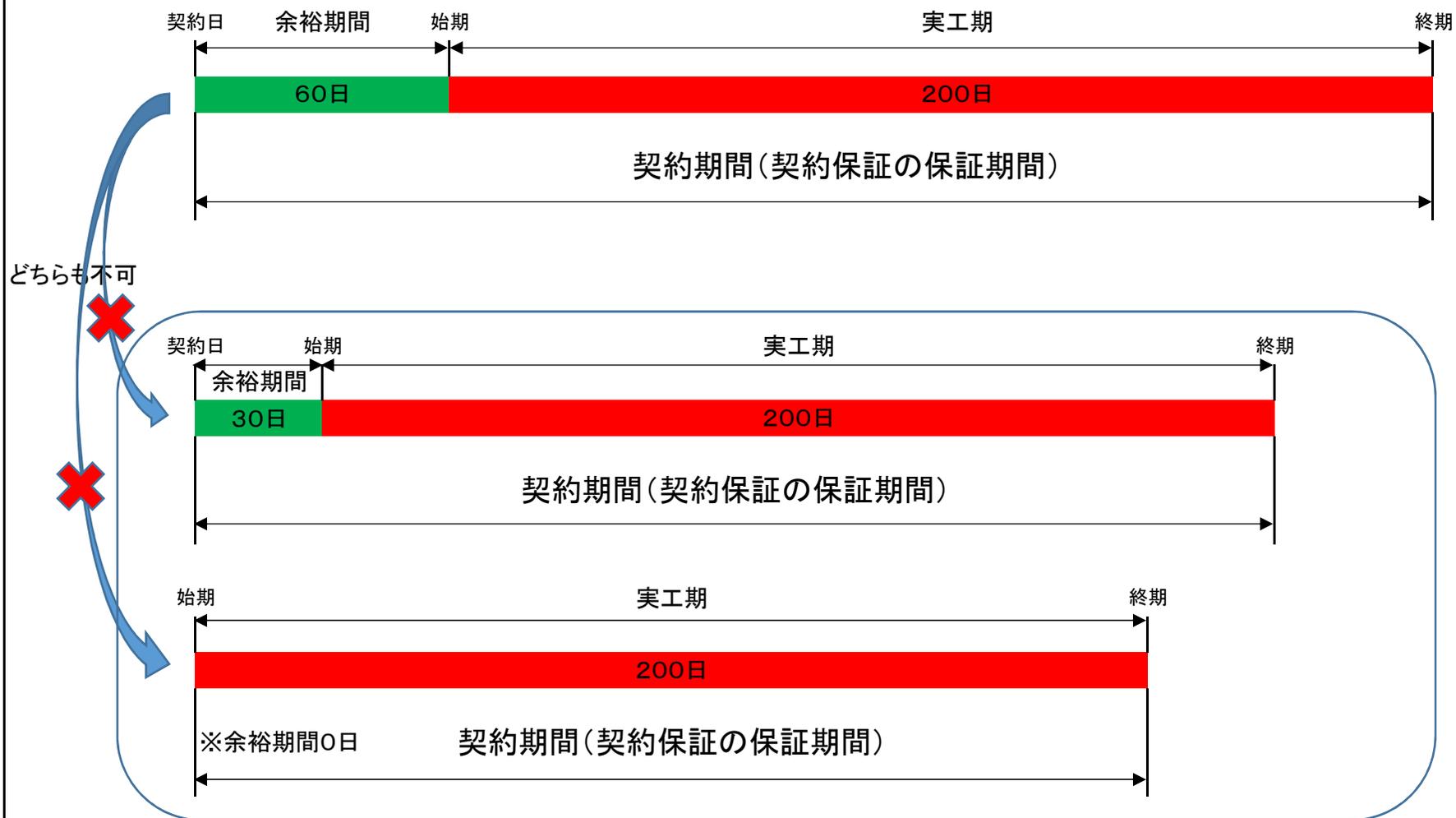


余裕期間(発注者指定方式)を設定している工事について

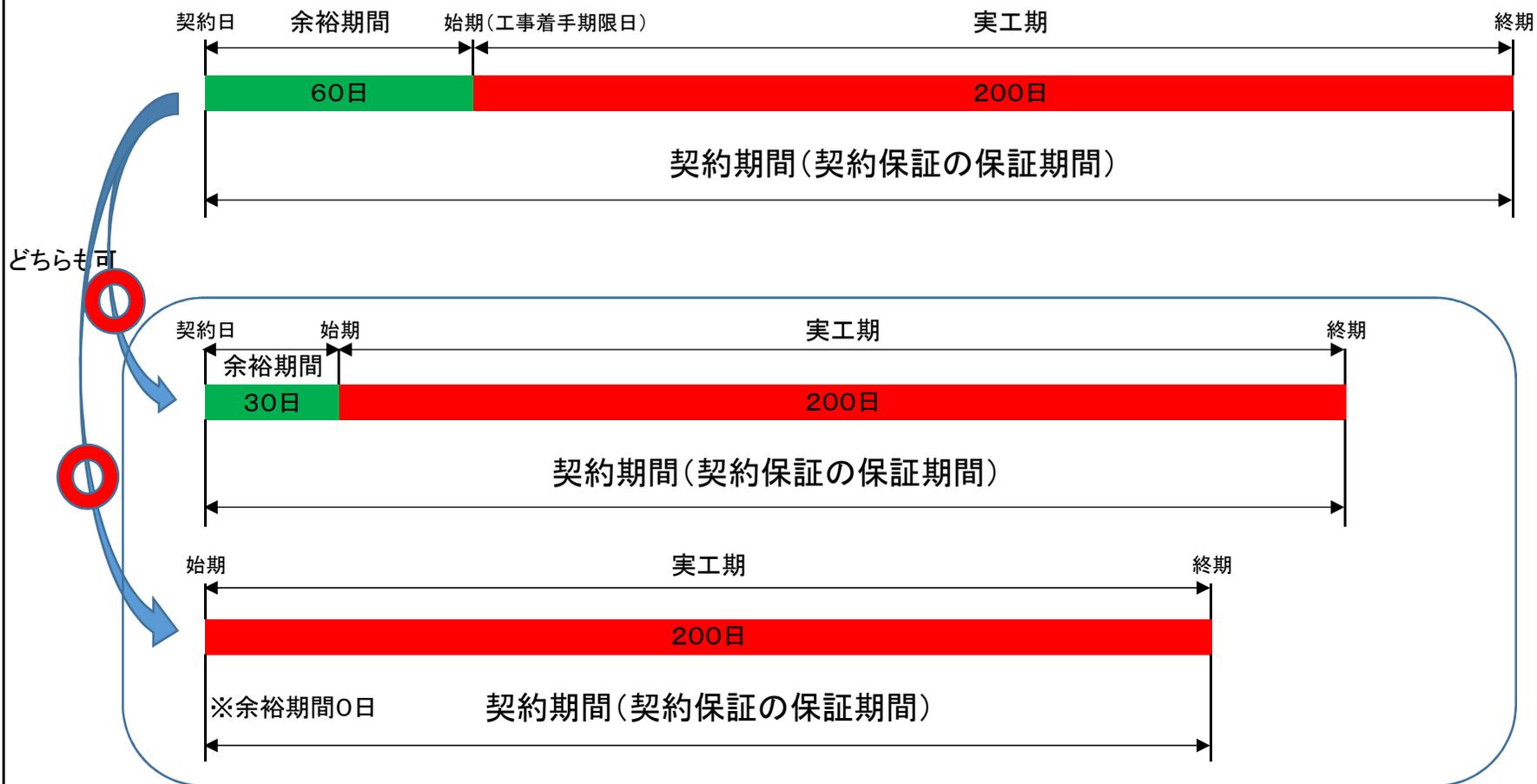
○余裕期間の変更はできません。

余裕期間内に受注者の準備が整った場合でも工事着手はできません。



余裕期間(任意着手方式)を設定している工事について

- 余裕期間の変更ができます。
受注者の意向により余裕期間の短縮が可能です。
工事着手期限までは、当初契約前でも契約後でも余裕期間の変更が可能です。
契約締結前に、実工期について発注者に工期通知書を提出してください。
- 注意事項
余裕期間が変更されても実工期は変更されません。
(実工期の始期を変更すると終期も変更になります。)



余裕期間(フレックス方式)を設定している工事について

- 余裕期間及び実工期の変更ができます。
受注者の意向により余裕期間の変更が可能です。
受注者の意向により実工期の変更が可能です。
契約締結前に、実工期について発注者に工期通知書を提出してください。
- 注意事項
実工期の終期は、発注者が指定した工事完了期限を超えて設定できません。

